

傍 聴 要 領

砥部町行財政改革推進委員会

1 傍聴する場合の手続

- （1）会議の傍聴を希望する人は、会議の開催時期までに会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室して下さい。
- （2）傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴できない者

- （1）人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- （2）のぼり、ビラ、ラップ、拡声器等を携帯している者
- （3）酒気を帯びていると認められる者
- （4）前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者

3 会議を傍聴する場合に遵守すべき事項

- （1）会議場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- （2）会場内において、みだりに発言しないこと。
- （3）会場内において、みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- （4）会場内において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- （5）他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- （6）会場内において、写真撮影、録音、録画等を行わないこと。ただし、会長により特別に許可された場合は、この限りでない。
- （7）前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- （1）傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び職員の指示に従って下さい。
- （2）傍聴人が3に掲げる諸事項を遵守しないときは、これを注意し、なおそれに従わないときは、退場させる場合があります。